平成２４年（フ）第２１２０号
横浜市保土ケ谷区岩井町１番地９　502
債務者　加藤　和雄
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　誠之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９号
山口県周南市大字徳山7966番地の１　栗坪第１市住２棟202号
債務者　青山政徳こと　趙　　鏞日
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１９６４号
名古屋市中川区上脇町２丁目４番地　コーポモリ401号
債務者　小川　理予（旧姓山脇）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤亜沙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９７号
宮崎市城ケ崎２丁目１番地29
債務者　中田　雅信
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７０号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字五百山丙459番地の３　会津長寿園、前住所福島県会津若松市東年貢２丁目６番８号　東明荘２号
債務者　山内　正子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
群馬県太田市龍舞町5668番地　ソアレ龍の舞202号
債務者　新井　清人
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４４６号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目１番５―505号
債務者　井上　和重
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９６号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番２―306号
債務者　宮里ディアナこと　ＴＵＥＳＴＡ　ＳＡＮＣＨＥＺ　ＤＥ　ＭＩＹＡＳＡＴＯ　ＤＩＡＮＡ　ＭＡＲＧＡＲＩＴＡ
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５１９号
神奈川県平塚市山下986番地の１　クレール見取301号
債務者　佐々木忠則
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５６９号
神奈川県厚木市戸室１丁目27番５―601号、前住所神奈川県厚木市水引２丁目７番13号　レジデンスＳ．Ｕ308
債務者　福士　慎吾
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６１３号
愛知県半田市港本町３丁目97番地の２
債務者　青木サブロウこと　ＡＯＫＩ　ＡＤＬＳＯＮ　ＳＡＢＵＲＯ
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１４号
愛知県半田市港本町３丁目97番地の２
債務者　成沢みどりこと　ＮＡＲＵＺＡＷＡ　ＮＡＩＲＡ　ＭＩＤＯＲＩ
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８７号
愛知県江南市勝佐町田代103番地
債務者　小宮　　恵（旧姓西水流）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２０５号
香川県木田郡三木町大字池戸3148番地７
債務者　綾井　正人
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２５７３号
福岡市東区箱崎３丁目22番１―201号
債務者　高山美千代
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２７号
福岡県大野城市中３丁目６番26号　エーデルハイム201号
債務者　天本　恵美（旧姓武下）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７５号
福岡市南区横手３丁目10番26号
債務者　片波　峯子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部